

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成29年

目 次

議案第 64 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 65 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 66 号	不動産の取得について……………	13
議案第 67 号	指定管理者の指定について……………	16
議案第 68 号	指定管理者の指定について……………	17
議案第 69 号	ごみ収集作業に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の額の決定について……………	18
議案第 70 号	工作物管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の額の決定について……………	19
議案第 71 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の額の決定について……………	20
議案第 72 号	建設工事委託に関する基本協定の一部変更について ……	21
議案第 73 号	鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について ……	23
議案第 74 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について ……	29
議案第 75 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条 例の制定について……………	33
議案第 76 号	鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	35
議案第 77 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について ……	37
議案第 78 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ……	39
議案第 79 号	平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号） ……	41
議案第 80 号	平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） ……	46
報告第 11 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	49

議案第 64 号

市道路線の廃止について

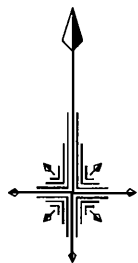
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

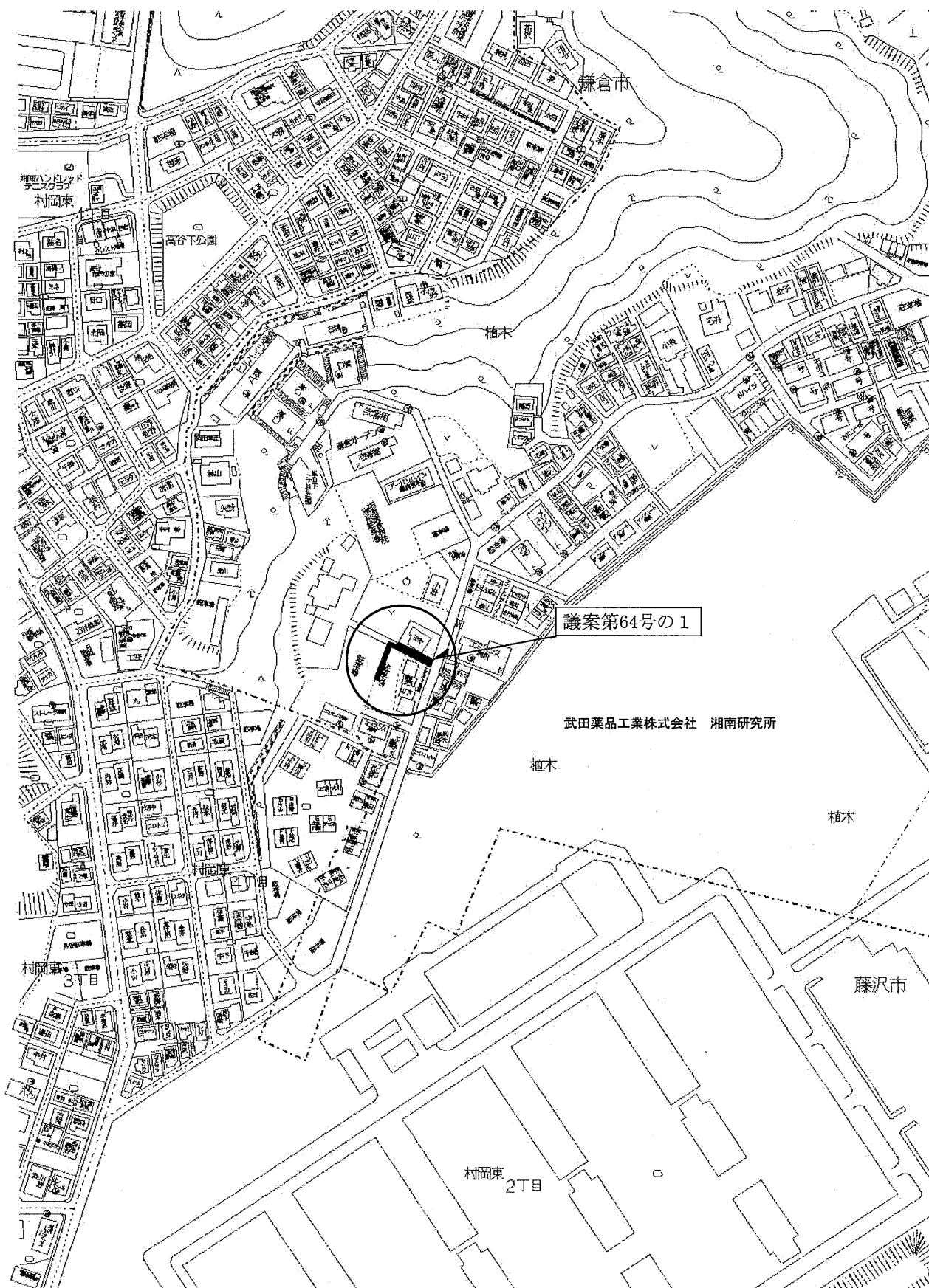
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	植 木 字峯ノ下	829番2	植 木 字峯ノ下	853番1	1.82～ 3.95	41.01	114.01	3



凡例 廃止箇所

案内図

図面番号 3





議案第 65 号

市道路線の認定について

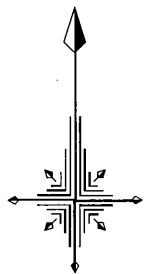
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

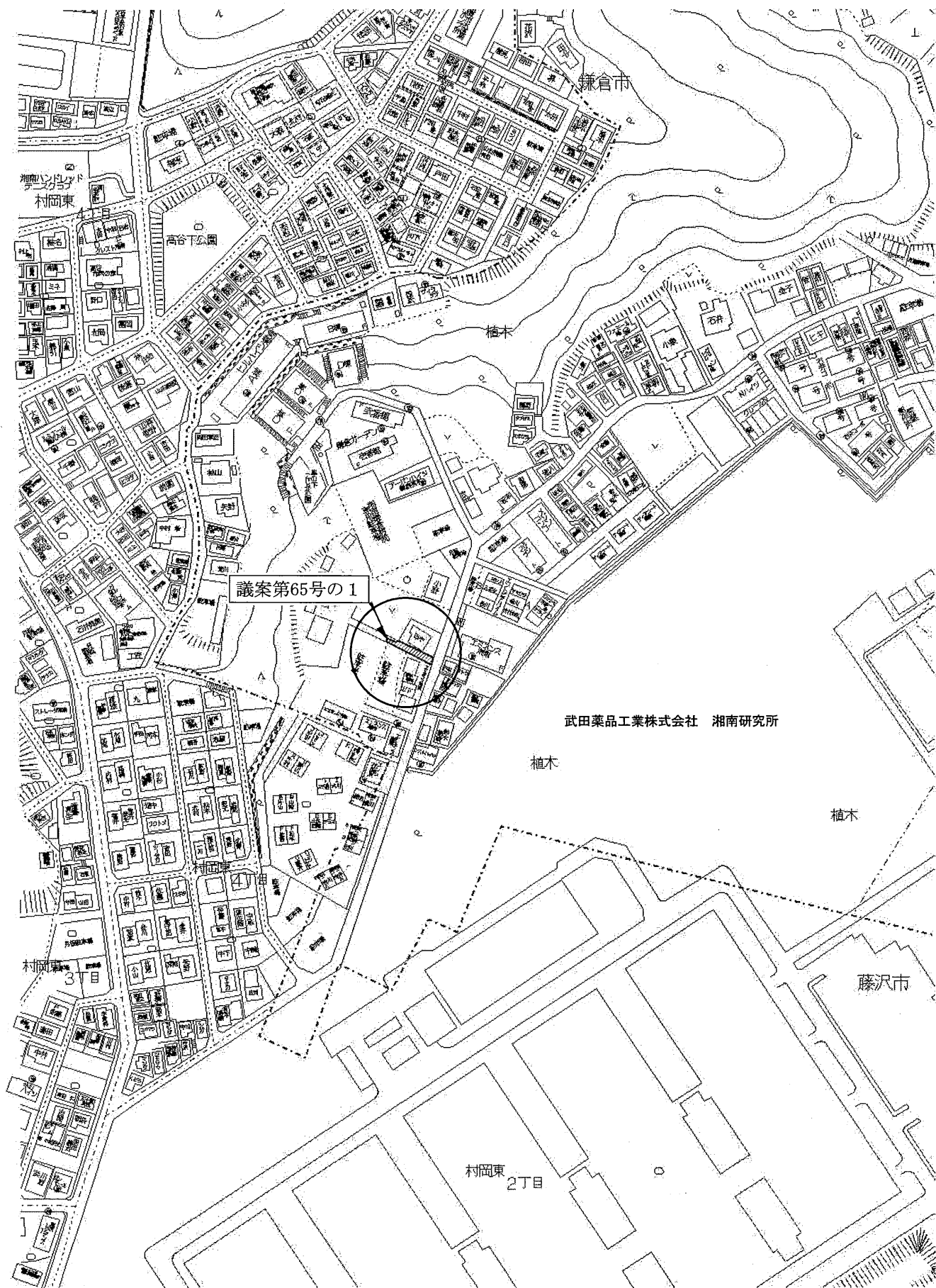
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	植 木 字峯ノ下	829番2	植 木 字峯ノ下	853番4	1.79～ 3.95	24.31	83.42	6
2	西 御 門 一 丁 目	68番95	西 御 門 一 丁 目	68番99	4.50～ 4.51	34.67	184.96	7

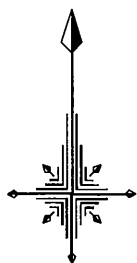


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 6

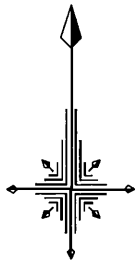




公図写

図面番号 6

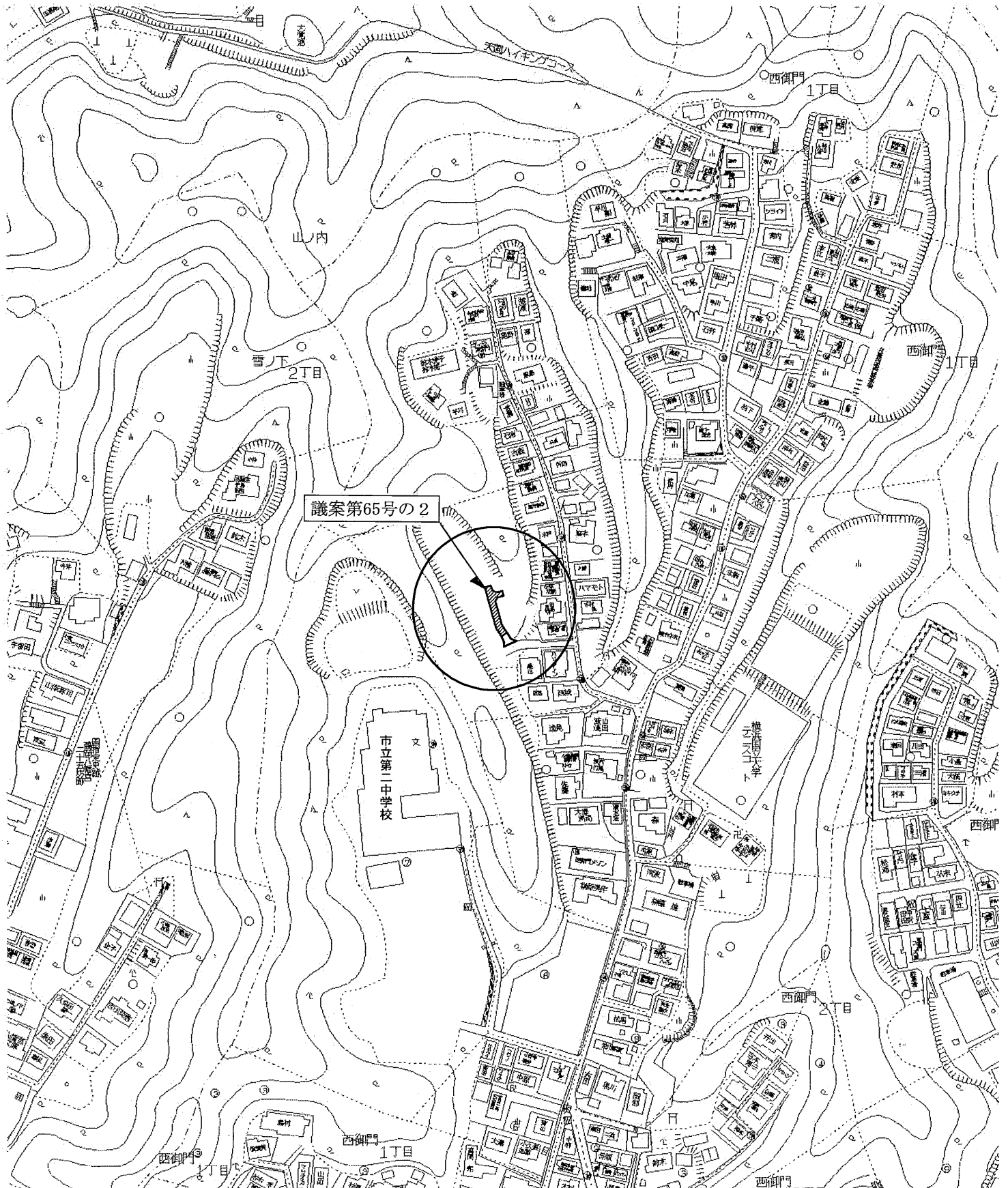


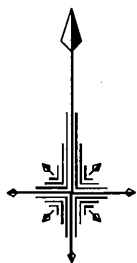


凡例  認定箇所

案内図

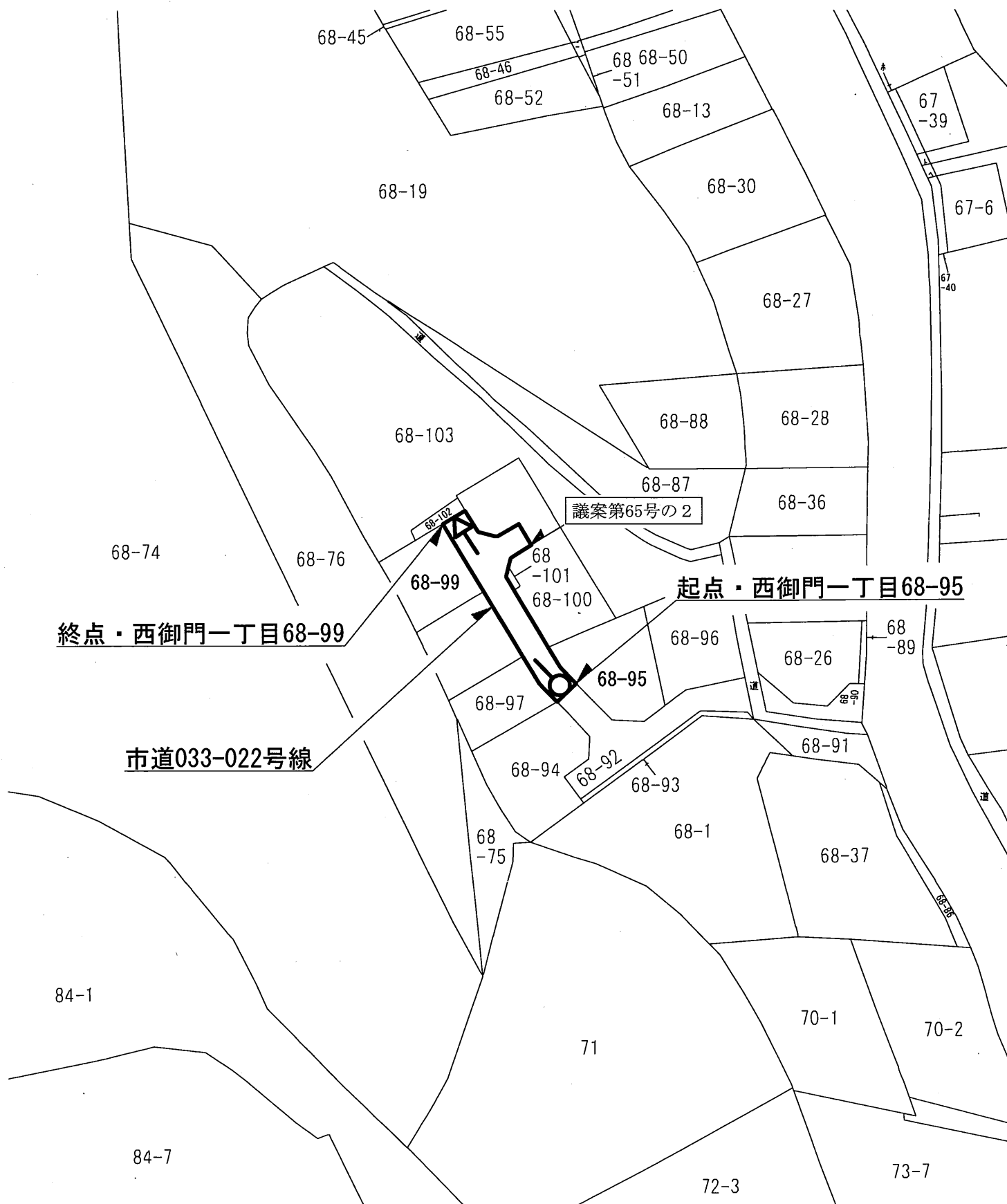
図面番号 7





公図写

図面番号 7



不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

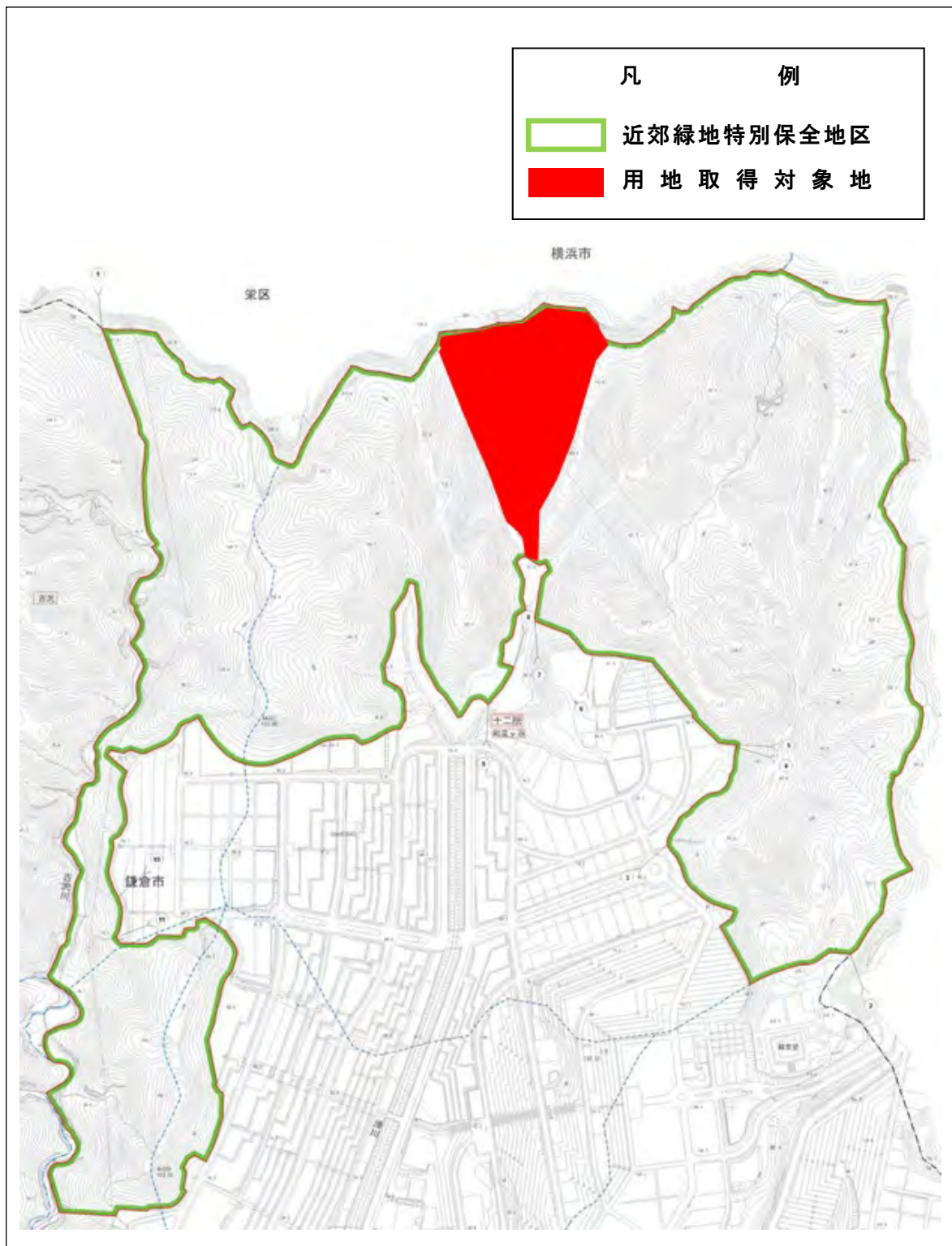
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市十二所字和泉谷466番1	山林	29,250.00㎡ (約8,848.1坪)	29,250.60㎡ (約8,848.3坪)

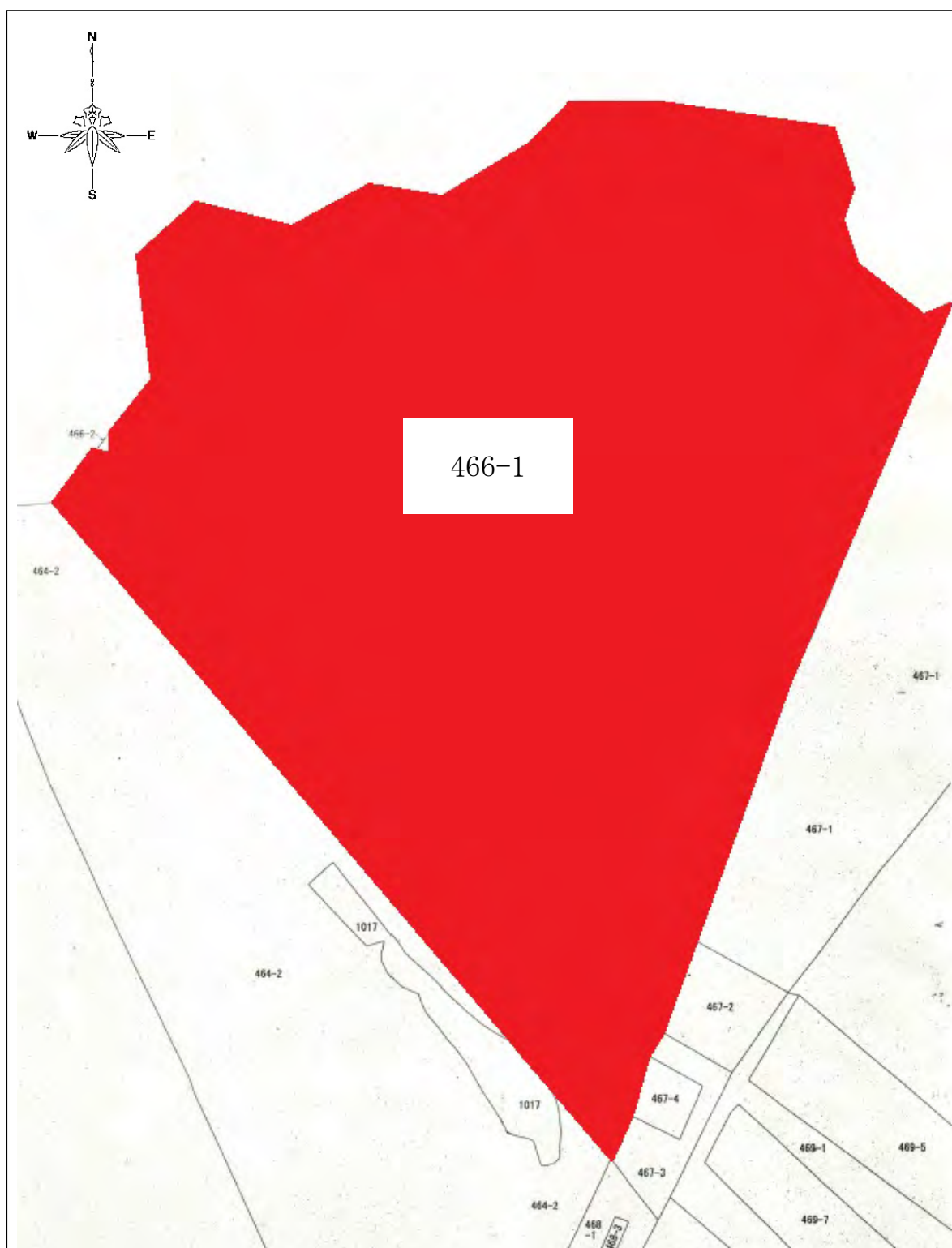
2 取得価格 122,621,385円

3 所有者 東京都江戸川区中央三丁目22番7号
橋本金属株式会社
代表取締役 橋本 豊之

案内図



地番図



議案第 67 号

指定管理者の指定について

鎌倉市スポーツ施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉体育館

大船体育館

鎌倉武道館

見田記念体育館

2 指定管理者となる団体

東京都品川区東品川四丁目10番1号

鎌倉スポーツブリッジ共同事業体

共同事業体代表者

株式会社 コナミスポーツクラブ

代表取締役社長 落 合 昭

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市子どもの家及び鎌倉市放課後子どもひろばの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成29年12月 6 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」

鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」

放課後子どもひろば ふかさわ

放課後子どもひろば せきや

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太朗

3 指定の期間

- (1) 鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」、放課後子どもひろば
ふかさわ

平成30年 6 月 9 日から平成33年 3 月31日まで

- (2) 鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」、放課後子どもひろば
せきや

平成30年12月 8 日から平成33年 3 月31日まで

議案第 69 号

ごみ収集作業に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成28年11月16日、[REDACTED]で発生した粗大ごみ収
集作業に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成29年12月 6 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 63,936円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 70 号

工作物管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成29年8月27日、[REDACTED]で発生した工作物管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 312,593円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 71 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成29年9月28日、で発生した市有
地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 127,440円

2 損害賠償の相手方




議案第 72 号

建設工事委託に関する基本協定の一部変更について

鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事（第一期改築更新）委託に関する基本協定の協定金額について、次のとおり変更するものとする。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 協定の金額

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 当初の協定金額 | 3,146,000,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 70,000,000円 |
| (3) 変更後の協定金額 | 3,216,000,000円 |

「参 考」

鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事
(第一期改築更新) 委託に関する基本協定の一部を変更する協定 (案)

鎌倉市 (以下「甲」という。) と日本下水道事業団 (以下「乙」という。) とは、平成 27 年 7 月 1 日付けで甲と乙との間で締結した、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事 (第一期改築更新) 委託に関する基本協定 (以下「原協定」という。) の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第 1 条 原協定第 4 条第 1 項中「金 3,146,000,000 円」を「金 3,216,000,000 円」に改める。

第 2 条 この協定は、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年鎌倉市条例第 6 号) 第 2 条に基づく鎌倉市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする。

2 甲は、誠意をもって前項の議決を得るべく手続をとるものとし、当該議決を得たときは、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市
代表者 市 長 松 尾 崇

乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻 原 俊 博

議案第 73 号

鎌倉市事務分掌条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成30年 4 月 1 日付で組織の見直しを行うものである。

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例

鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

共創計画部

行政経営部

総務部

防災安全部

市民生活部

こどもみらい部

健康福祉部

環境部

まちづくり計画部

都市景観部

都市整備部

第2条の表経営企画部の項を次のように改める。

共創計画部

- (1) 市政の総合的企画及び調整についての事項
- (2) 交通政策についての事項
- (3) 秘書についての事項
- (4) 広報及び広聴についての事項
- (5) 市民相談についての事項
- (6) 文化についての事項
- (7) 人権及び男女共同参画についての事項

第2条の表総務部の項の前に次の1項を加える。

行政経営部

- (1) 行財政改革についての事項
- (2) IT化についての事項
- (3) コンプライアンスについての事項
- (4) 市有財産等についての事項

第2条の表総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表市民活動部の項の項名を「市民生活部」に改め、同項第1号中「の推進」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表健康福祉部の項に次の1号を加える。

(6) スポーツについての事項

第2条の表まちづくり景観部の項及び都市調整部の項を次のように改める。

まちづくり計画部

- (1) まちづくり政策の企画及び調整についての事項
- (2) 都市拠点の整備についての事項
- (3) 都市計画についての事項

都市景観部

- (1) 開発事業の調整についての事項
- (2) 都市景観についての事項
- (3) 開発及び建築の指導についての事項
- (4) 緑地の保全及び緑化についての事項

第2条の表都市整備部の項第2号中「公営住宅」を「住宅」に改め、同表拠点整備部の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(大船駅周辺整備事務所設置条例の廃止)
- 2 鎌倉市大船駅周辺整備事務所設置条例（昭和62年6月条例第5号）は、廃止する。
(手数料条例の一部改正)
- 3 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部総務部関係の款の前に次の1款を加える。

行政経営部関係

- | | | | |
|---|-------------------------|--------------|------|
| 1 | 土地境界査定図の交付 | 土地境界査定図交付手数料 | 300円 |
| 2 | 土地の境界の査定に関する証明の申請に対する審査 | 土地境界承認申請手数料 | 300円 |

別表市長の部総務部関係の款中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、同部市民活動部関係の款の款名を「市民生活部関係」に改め、同部まちづくり景観部関係の款を削り、同部都市調整部関係の款の款名を「都市景観部関係」に改め、同款に次の1項を加える。

- | | | | |
|-----|---|--------------|-------------------------------------|
| 116 | 神奈川県屋外広告物条例
(昭和24年神奈川県条例第62号)第2条の規定に基づく屋 | 屋外広告物許可申請手数料 | (1) はり紙 50枚(枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚 |
|-----|---|--------------|-------------------------------------|

外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の許可の申請に対する審査

未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は50枚として計算する。)につき
500円

(2) はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの
1枚につき
300円

(3) 電車、自動車等の外面を利用するもの
1台につき 800円

(4) 広告塔、広告板又はアーケードに設置するもの及び案内板

照明装置のないもの
1基につき 1,500円
(広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)

照明装置のあるもの
1基につき 2,400円
(広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)

(5) アーチ
照明装置のないもの
1基につき 6,000円
照明装置のあるもの
1基につき 9,000円

(6) アドバルーン
照明装置のないもの
1個につき 1,000円
照明装置のあるもの
1個につき 1,500円

(7) 立看板
1基につき 300円

(8) のぼり旗

1 本につき 300円

(9) 広告幕

ア 表示面が固定されて
いないもの

1 張につき 300円

イ 表示面が固定さ
れているもの

(ア) 照明装置の
ないもの

1 張につき
1,500円 (広告
等を使用され
る面の表面積
が5平方メー
トルを超える
ときは、1,500
円にその超え
る5平方メー
トル又はその
端数ごとに
1,500円を加算
した額)

(イ) 照明装置の
あるもの

1 張につき
2,400円 (広告
等を使用され
る面の表面積
が5平方メー
トルを超える
ときは、2,400
円にその超え
る5平方メー
トル又はその
端数ごとに
2,400円を加算
した額)

(10) 標識柱を利用する
もの 1枚につき

300円

(11) 建築物の壁面を利
用して懸垂装置によ
り掲出するもの

ア 照明装置のない
もの

1 張につき
1,500円（広告等
に使用される面の
表面積が5平方メ
ートルを超えると
きは、1,500円に
その超える5平方
メートル又はその
端数ごとに1,500
円を加算した額）

イ 照明装置のある
もの

1 張につき
2,400円（広告等
に使用される面の
表面積が5平方メ
ートルを超えると
きは、2,400円に
その超える5平方
メートル又はその
端数ごとに2,400
円を加算した額）

別表備考中「都市調整部関係」を「都市景観部関係」に改める。

議案第 74 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴うわがまち特例の対象拡大により、保育事業及び認定市民緑地に関する固定資産税等の課税標準額の特例割合を定めるとともに、グリーン化特例による軽自動車税の軽減措置に関する適用期限の延長等、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第32条の2 法第349条の3第28項、第29項及び第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第33条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改める。

第34条の見出し及び同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「（第38条）」を「（以下この項及び第38条）」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第38条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第38条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第38条第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

付則第8項各号列記以外の部分中「第33項、第39項及び第40項」を「第32項、第37項、第44項及び第45項」に改め、同項第6号及び第7号中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同項第8号中「第15条第39項」を「第15条第37項」に改め、同項第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 法附則第15条第44項の割合 3分の1

(10) 法附則第15条第45項の割合 3分の2

付則第8項に次の1号を加える。

(11) 法附則第15条の8第4項の割合 3分の2

付則に次の3項を加える。

- 18 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、付則第11項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 19 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、付則第12項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 20 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、付則第13項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）付則第8項の規定（第9号及び第10号の規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第32条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第33条の規定（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第15条の3の2第4項及び第5項に係る部分に限る。）は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項の規定により固定資産税の課税標準の特例が定められている機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 75 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人に指定されている法人の寄附金税額控除の対象期
間を更新するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人あつとほ一むの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人あつとほ一む	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番7号	平成29年11月1日から 平成34年10月31日まで
-----------------	-------------------	-------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、平成29年11月1日から適用する。

議案第 76 号

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

腰越地域老人福祉センターの名称を改めるものである。

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市老人福祉センター条例（昭和47年3月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表腰越地域老人福祉センターの項中「腰越地域老人福祉センター」を「腰越なごやかセンター」に改める。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 77 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後子どもひろば ふかさわの開設に合わせて、鎌倉市ふかさわ
子どもの家「すずめ」の利用定員を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」の項中「117人」を「60人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月9日から施行する。

議案第 78 号

鎌倉市都市公園条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

都市公園法等の一部改正に伴い、公園施設の建築面積の基準の特例を追加するとともに、運動施設の敷地面積の総計の上限を定めるものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の5を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準）

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

第1条の6を第1条の8とし、第1条の5の次に次の2条を加える。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第1条の6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる規定に規定する建築物に限り、当該建築物を建築しようとする都市公園の敷地面積について当該各号に掲げる割合を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 100分の10

(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合 100分の20

(3) 政令第6条第6項に規定する場合 100分の10

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる規定に規定する建築物に限り、当該建築物を建築しようとする都市公園の敷地面積について当該各号に掲げる割合を限度として、前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合 100分の10

(2) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合 100分の2

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

平成29年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,612千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,188,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	6,725,047	30,845	6,755,892
	10 国庫補助金	1,008,911	30,845	1,039,756
80	繰越金	613,240	145,454	758,694
	5 繰越金	613,240	145,454	758,694
85	諸収入	2,231,673	313	2,231,986
	25 雑入	529,027	313	529,340
歳 入 合 計		60,012,001	176,612	60,188,613

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,544,078	120,901	8,664,979
	5 総務管理費	6,998,827	108,254	7,107,081
	10 徴税費	700,835	3,716	704,551
	15 戸籍住民基本台帳費	509,653	8,931	518,584
15	民生費	23,430,352	44,002	23,474,354
	5 社会福祉費	11,966,409	20,002	11,986,411
	10 児童福祉費	9,317,343	24,000	9,341,343
45	土木費	7,215,510	4,247	7,219,757
	10 道路橋りょう費	1,111,751	3,664	1,115,415
	20 都市計画費	4,316,887	313	4,317,200
	25 住宅費	205,072	270	205,342
55	教育費	5,547,461	7,462	5,554,923
	20 社会教育費	1,752,520	7,462	1,759,982
歳 出 合 計		60,012,001	176,612	60,188,613

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業	26,331
10 総務費	05 総務管理費	J R 引込線跡地購入事業	220,000
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館大ホール 特定天井改修設計事業	46,440
45 土木費	20 都市計画費	富士見町駅舎エレベーター設置事業	16,666
45 土木費	20 都市計画費	源氏山公園第一公衆トイレ 改築設計事業	6,995
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)山崎・台峯緑地 (公園)整備事業	98,064
55 教育費	20 社会教育費	国指定史跡鶴岡八幡宮境内 市有地復旧事業	7,334

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子どもひろば ・ 子どもの家 (ふかさわ・せきや) 管理運営事業費	平成29年度から 平成32年度まで	千円 206,636
道路維持修繕事業費 (市道025-000号線)	平成29年度から 平成30年度まで	19,332
道路維持修繕事業費 (市道053-000号線外)	平成29年度から 平成30年度まで	19,095
道路維持修繕事業費 (市道204-090号線)	平成29年度から 平成30年度まで	11,783
鎌倉市スポーツ施設 管理運営事業費 (鎌倉体育館・大船体育館・ 鎌倉武道館・見田記念体育館)	平成29年度から 平成34年度まで	373,190

議案第 80 号

平成29年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,217,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
40 繰入金		2,709,970	15,368	2,725,338
	5 一般会計繰入金	2,506,100	15,368	2,521,468
	歳 入 合 計	17,202,000	15,368	17,217,368

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	353,636	15,368	369,004
	5 総務管理費	353,636	15,368	369,004
	歳 出 合 計	17,202,000	15,368	17,217,368

報告第 11 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成29年8月8日、鎌倉市腰越一丁目2番1号で発生した、総務部資産税課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年12月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 29,160円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役社長 野 川 文 吾 |
| 3 | 処分の日 | 平成29年11月10日 |